

平成 26 年度第 2 回門真市環境審議会の会議録

会 議 の 名 称	平成 26 年度第 2 回門真市環境審議会
開 催 日 時	平成 26 年 9 月 3 日(水) 午前 10:00～12:00
開 催 場 所	門真市市庁舎 本館 2 階 大会議室
出 席 者	委員長 浦邊 真郎(福岡大学大学院工学研究科客員教授) 副委員長 三輪 信哉(大阪学院大学国際学部教授) 委員 福岡 雅子(大阪工業大学工学部環境工学科准教授) 委員 倉持 隆(大阪府守口保健所衛生課長) 委員 平野 浩(大阪府枚方土木事務所維持管理課長) 委員 東野 信之(門真市自治連合会・協田校区連合会長) 委員 岩田 清恵(門真市消費生活研究会・会長代理) 委員 大西 康弘(守口門真商工会議所・大峰化学㈱代表取締役) 委員 長崎 達夫(パナソニック㈱・モノづくり本部環境・品質センター 環境経営推進グループ・グループマネージャー) 委員 奥田 赳(公募市民) 委員 金生 則夫(公募市民) 【欠席】 乾 明雄(門真市PTA協議会・会長) 【出席委員数 11 人／全 12 人中】 事務局 橋川 通夫 市民生活部 環境政策課 課長 小西 紀至 市民生活部 環境政策課 課長補佐 和田 徳子 市民生活部 環境政策課 係員 (㈱)地域計画建築研究所(アルパック) 長沢、森野

議 題 (内 容)	1. 諮問 2. 議事 (1) 門真市環境基本計画(案)について (2) 今後のスケジュールについて 配布資料 平成 26 年度第 2 回門真市環境審議会次第 資料① 門真市環境審議会委員名簿 資料② 門真市環境基本計画 (案) 資料③ 計画策定スケジュール (案) 参考資料① 平成 26 年度第 1 回門真市環境審議会議事録 参考資料② 門真市環境基本条例
傍 聴 定 員	10 人 (ただし当日の傍聴は 0 人)
担 当 部 署 (事 務 局)	市民生活部 環境政策課 (電 話) 06-6909-4129

会議記録 (議事内容)	事務局 (橋川) ○開会 只今より、平成 26 年度第 2 回門真市環境審議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただきます、環境政策課課長の橋川でございます。会議録作成のため録音をさせていただきますのでご了承下さい。 本日は、委員 12 名中 11 名が出席されているということで、門真市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことを報告致します。また、本審議会は公開としております。なお、本日の傍聴者はございません。 委員の変更がありましたのでご報告させていただきます。第 2 号委員、関係行政機関の職員と致しまして、大阪府枚方土木事務所維持管理課長、平野浩様が今回の会議からご出席になります。 議事に先立ちまして、本日配布しております資料の確認をお願い致します。 平成 26 年度第 2 回門真市環境審議会次第 資料① 門真市環境審議会委員名簿 資料② 門真市環境基本計画 (案) 資料③ 計画策定スケジュール 参考資料① 平成 26 年度第 1 回門真市環境審議会議事録 参考資料② 門真市環境基本条例 以上、不足はございませんか。 それでは、「諮問」に移らせて頂きます。
川本副市長	○諮問 委員の皆様おはようございます。川本でございます。本日はお集まり頂きありがとうございます。本日は環境審議会ということでお世話になります。どうぞよろしくお願い致します。 それでは、市長に代わりまして諮問書を代読させていただきます。 門真市環境審議会会長 浦邊 真郎 様 門真市環境基本条例第 8 条第 3 項及び第 14 条の規定により、門真市環境基本計画(案)について貴審議会の意見を求めます。 門真市長 園部 一成 (諮問書の手交) それでは、ご審議賜りますようよろしくお願い致します。

事務局（橋川）	ありがとうございました。なお、川本副市長につきましては、誠に恐縮ではございますが、公務のため退室させていただきます。 （川本副市長退室） 早速、議事に移りたいと思います。 以下の進行は浦邊会長、よろしくお願い致します。
浦邊会長	○審議 それでは、次第に則りまして、議事 1 の門真市環境基本計画（案）について、内容の説明については、後で事務局にお願いします。今回、スケジュールを見て頂いたと思いますが、初めて環境基本計画の案が出て来ております。データ部分については皆様各自で目を通して頂くとして、計画の中心的事について議論頂きたいと思います。まず進行につきまして事務局から進め方等ご説明頂きます。よろしくお願い致します。
事務局（橋川）	会議の進め方について説明させていただきます。 今回の会議では、本計画の中心的部分である第 3 章と 4 章の 1. 環境学習の推進、2. 低炭素社会の構築について説明させて頂き、ご意見を頂ければと考えております。なお、第 1 章、第 2 章は、本市の現状のデータが中心ですので簡単に説明をさせて頂きまして、意見は 9 月 10 日頃までに事務局へ各自お読み頂いてご意見を頂ければと考えております。また、頂きましたご意見は事務局でまとめて、次回の会議に回答又は報告、資料として配付させて頂きます。なお、この計画書（案）につきましては、今回配布したものを次回も引き続き使用させて頂きますので、ご持参頂きますようお願い致します。 会議録については、まとめて次回に報告させていただきます。以上です。
浦邊会長	ありがとうございました。今日は初めてで見る所が多いと思います。第 3 章と第 4 章 1、2 ということでご審議いただければと思います。では事務局の方から説明をお願いします。
事務局（長沢）	それでは、環境基本計画（案）の第 1 章、第 2 章について簡単に説明させて頂きます。 まず、第 1 章からご覧下さい。1 頁は門真市環境基本計画の位置づけについてです。ここについては本計画が門真市環境基本条例に基づくものということ、下の方には門真市環境基本計画に関連する計画として、門真市第 5 次総合計画や市の分野別計画、整合をとる必要がある国や府の計画について簡単に示しています。

続いて 2 頁目をご覧ください。2 頁目は環境基本計画の策定の背景として、計画を取り巻く社会潮流について、2 つ目として市の上位計画や関連計画の策定や改定の動きについて、それから環境に関する取組の進展についてと、この 3 点について説明させて頂いております。

続いて 3 頁目ですが、3 番目としまして計画の期間です。本計画は平成 27 年度を初年度と致しまして、10 年後の平成 36 年度が目標年度となっております。また、中間年度として平成 31 年度に、取組の点検等を行い、必要に応じて計画自体について見直しを行います。その際には門真市の最上位の第 5 次総合計画と整合を図って環境基本計画を策定していくという流れにしております。3 頁目下の方、4 番目として、対象とする環境の範囲、環境の範囲としまして地球環境、生活環境、自然環境に分けて、それぞれについて対象とするものを示しております。

続いて 4 頁です。5 番目としましては、対象地域として、この計画の対象地域は門真市全域としています。ただし、説明にもありますように、他地域より越境する汚染物質への対応など、本市単独では対応しきれないものについては、国や他の地方公共団体と連携を図るということを書いております。

4 頁下から 5 頁は、市・市民・事業者の役割と責務について書いております。ここでは市の役割と責務について、情報提供や、市民や事業者へ啓発や支援を行うということ。施策の策定や実施にあたっては、関連部署と連携を取りながら進めていき、また国や他の地方公共団体と連携をとって事業を進めていきますということを書いております。5 頁は、市民と事業者の役割と責務について書いております。めくって 6 頁は、環境基本条例の事業者の責務について書いている所と、簡単に図示したものを書いております。

続きまして 7 頁からの第 2 章の環境の現状と課題について説明させて頂きます。一つ目は、市の概況としまして、府内での門真市の位置、概況について書いております。高度成長期に人口が急増したことと、またかつては穀倉地帯で水路も沢山あったことを書いております。

8 頁は、人口と門真市の一般的な産業の製造業について書いてあります。人口については高度成長期に激増して、その後減少の傾向にあり、世帯数は増加を続けております。製造業については、製造品出荷価格を見ますと、概ね増減はありますが、4000 億から 8000 億程度となっております。また事業者数は減少傾向にあります。

続いて 10 頁。初めは商業について、年間商品販売額は減少傾向にあります。5 番目として農業は、市内の田畑の面積、門真市の特産品であります、れんこんとくわいの作付面積について示しています。そのどちらも減少傾向にあることがわかります。6 番目は、土地利用の面積割合で、土地利用と言いましても用途地

域の面積割合を指しています。門真市では、準工業地域の割合が高いということ、低層住居専用地域の割合が他市と比べると低いと言うことを示しております。

続いて 12 頁の交通網についてです。市内の交通網について、国道や高速道路等が縦横に巡っており道路網としてはかなり充実しております。鉄道につきましては、京阪電鉄、大阪市営地下鉄、大阪モノレールがありまして、利便性が高くなっています。バスの路線網についても、下の交通網の地図の上に掲載させて頂いております。

続いて 13 頁は、環境分野の社会的潮流ということで、国等の動きと、それに対してどのようなことが必要だろうかということを簡単に示させて頂いております。

14 頁については、門真市における環境問題、環境の課題の移り変わりで、かつては公害が中心で、企業への対策等が中心でしたが、それ以降は生活排水やごみの問題など、市民が関わる課題が大きくなってきた事を示しております。

続いて 15 頁からは、門真市の環境への取組の現状と課題として、取組の現状について示しております。1 番目は、低炭素社会の構築ということで、門真市で取り組まれている低炭素社会に関する取組について記載しております。一つ目は、エコオフィス推進計画で、これは門真市の庁内でエコオフィス推進計画を進めているということを書いております。2 つ目は、古川橋駅の近辺、北側の幸福町・垣内町・中町の低炭素タウン推進計画について書いております。

続きまして 16 頁は、府営住宅の環境配慮についてです。これは門真市にある府営住宅、門真住宅について環境に配慮した建て替えなどを進めて行くということを書いております。

続きまして 17 頁からは、循環型社会の構築ということで、ごみの排出量、減量と資源化の取組について書いております。ごみの排出量については減少の傾向を示しております。一方、ごみの減少に伴って資源化量も減少しております。

18 頁中央には、構築に向けた課題について書いてありますが、排出量の減少を今後も続けていくこと、集団回収については、実施団体数が横ばいですので、それに働きかけを行って、活性化していく事を書いております。

18 頁の下方からは、生活環境の保全についてで、大気汚染や水質汚濁について記載しております。大気汚染について事前配布資料では二酸化窒素の下に窒素酸化物について書いていましたが、ここでは環境基準を満たすものに限ろうということで、窒素酸化物については除かせて頂いております。大気汚染については、現状では、ここに示しているものでは、基準を達成しております。

20 頁は水質汚濁についてで、古川の三ッ島大橋での結果と、市内の水路の内、下八箇荘水路の水質測定結果について示しております。その内、環境基準が定められているのは三ッ島大橋になりますが、平成 11 年度以降は、環境基準を達成

	しております。また下八箇荘水路は環境基準が定められておりませんが、改善の傾向にあるといえると思います。 21 頁は騒音・振動の概況としまして、上の方のグラフは、市内の測定地域の平均値で書いております。騒音についての環境基準の達成率は、道路に面する地域が 40%、道路に面しない地域が 70%程度と、それほど良くありませんので、今後改善が必要だと思われます。 続いて 22 頁は、振動についてで、こちらは測定地点 4 箇所ありますが、いずれも環境基準を達成しております。 23 頁は、土壌汚染の概況としまして、門真市で土壌中のダイオキシンの濃度を、複数地点で毎年計測しておりますので、その値について示しております。いずれの地点でも環境基準を達成しています。 24 頁は、下水道の整備状況で、門真市の整備状況は、平成 25 年度で 83%と、全国で比べると高いですが、府の平均に比べると、やや下回っております。 25 頁は都市公園で、1 人当たりの都市公園の面積について示しております。門真市では 1 人当たり 1㎡となっており、府内でもかなり下位に位置しております。 続いて 26 頁です。こちらでは生活環境の保全に向けた取組としまして、砂子水路の桜並木を整備していること、緑の基本計画の策定をして、緑地の整備に取り組んでいることを書いております。 27 頁からは、環境学習の展開として、関連する取組を記載しております。打ち水 in KADOMA、毎年行われている打ち水のイベント、水の大切さを学ぶ環境教育としまして、門真のロータリークラブなどと連携してやっているものです。 28 頁は、門真市美化推進の日の清掃ということで、こちらも毎年取り組んでいる活動です。また、美化サポート・プログラムとしまして、市と地域が協働して、住民が主体となって、公園や道路等の美化推進の活動を示しています。 29 頁では学校教育における環境学習として、小学校や中学校での取組について書いています。以上で第 1 章及び第 2 章の説明を終わらせて頂きます。
浦邊会長	ありがとうございました。何か、ご質問などあれば。 15 頁の門真市幸福町・垣内町・中町の低炭素タウン推進については具体的にどんなことをされているのですか。
事務局（小西）	幸福町・垣内町・中町低炭素タウン推進協議会を設立し、その中には住民、産、官、学の各団体と住民の方が参加しておりまして、この中で低炭素型まちづくりガイドライン、街区に低炭素に配慮したまちづくりを進めて行きたいというガイドラインを策定しました。

浦邊会長	他の対象区域とは違う、他に展開するガイドラインですか。
事務局（小西）	はい。現状ではこの街区にとどまったガイドラインとなっています。
浦邊会長	特色など、具体的にはどのようなことを進めようとしているのか。
事務局（小西）	まず、ここの街区の現在の CO2 排出量を把握しました。その推計に基づいて、再開発を行うにあたり、CO2 を出さないまちづくりができるかという、一定のシミュレーションを行い、再開発すれば人口も多くなりますが、増やさない方向で、まちづくりをして行きましょうという、強制力はありませんがガイドラインとして各主体で協定を結んでいます。
浦邊会長	木造住宅が多い地域か。写真で見る限りでは古い住宅街に見えますが。
事務局（小西）	写真の左下辺りが市役所で、北側のグラウンドが隣の中学校になっております。東に進みますと、住宅が密集しており、さらに東に行きますとグラウンドがあり、昔は門真第一中学校がありましたが、今は更地になっております。こちらも再開発の場所になっております。さらにその北に、住宅が特に固まっている所があり、こちらも開発するのであれば、CO2 を出さないでやって行きましょうと話し合いを行いました。
三輪副委員長	3 頁の図が気になった。望ましい環境像の位置は縦がふさわしいのではないかと、また、緑帯の「必要に応じて適宜見直し」は現在の「望ましい環境像」の位置に来るのではないかと。また、6 頁の図、市、市民、事業者の役割と責務の図があるが、シンプルで、もっと色をつけるなど強調しても良いのではないかと。12 頁の交通のなかで、市内に 7 つの駅があることがメリットで特徴。また低炭素社会を目指すなら何処かに自転車利用についてふれても良いのではないかと。不法駐輪やマナー向上など環境とは違うことを環境でするようになったが、総体として自転車が普及していくような町が大事なと思う。13 頁の環境分野の社会潮流について、地球温暖化問題対策に対応するため京都議定書が採択されたと平成 14 年とあるが、それ以降のエネルギー問題について、一番新しい情報加筆すべきではないかと。
福岡委員	前回議事録で水路についての話題が多かった。しかし、今回の現状や課題のところに水路についてはあまり触れられていない。前回では別途計画があると説明がされて、ワーキンググループに伝えるという話だったと思うが。その後、ど

	うされて載せないことになったなど何か理由があるのか気になった。審議会で皆さんがご意見を言っておられて、言いつばなし、あるいは事務局から少し回答を得て終わってしまうのは残念で何のために集まっているのかという気がする。伝えておきますと言った以降どうなったか、その先まで書かないといけないのではないかと思います。また、10 年間の計画なので、現状のみでなく、今はここまでしかやらないという枠組みを感じてしまう。10 年先に全然違う問題が出ているかも知れないし、将来こういうふうにしたら良くなるのだということについて触れて頂きたい。旧来の環境の範囲に固まらない方が良い。自転車や水路など現状から盛り込まれても良いのではないかと。また、第 5 次総合計画を上位計画にしているが、内容が書かれていないので、総合計画では環境のことについて将来のことを計画しているのか、別途の資料でも良いし、本編の中でも良いが、第 5 次総合計画の環境分野の内容についておさえる必要があるのではないと思う。総合計画の中で将来の設定をしていると思う。計画は将来人口や将来の都市の姿を前提に組み立てるべきではないかと思うので、環境分野だけでなく都市計画についても盛り込んで頂きたい。
浦邊会長	第 5 次総合計画の目標年次は。
事務局（長沢）	平成 31 年度となっています。
浦邊会長	平成 31 年度の総合計画での人口予測はどうか。
事務局（小西）	現在、総合計画は中間見直し中です。そこで最新の人口予測等の作業を行っている所です。
事務局（長沢）	推計の傾向としては、減少傾向として、推計されています。
浦邊会長	ごみは年単位で減らしていくが、人口も減ったら、今後 10 年はどう見通すかという、上位計画との関連も考えて行かなければいけないし、3 頁の望ましい環境は環境基本計画の中で立てるものですが、総合計画の中で環境はどういう計画になっているのか。環境像などはあるのか。
事務局（長沢）	総合計画の 6 つの基本目標のひとつとして「環境と調和し産業が栄える『活力のあるまち』」として位置づけされています。
三輪副委員長	総合計画でも環境についての目標を掲げている。総合計画での目標と環境基本

	計画での望ましい環境像の関係について確認が必要ではないか。
福岡委員	第 3 章の前に、総合計画での目標等との関係が書かれていないと、ここにはたどりつきません。
浦邊会長	第 1 章の現状と課題の所について、計画期間の表現など、ご意見をいただきましたが、まず、1 章について、詳しく書いてほしいとの意見もありました。2 章についてはどうか。
大西委員	前回も話したが、製造業では、詳しく事業所数や従事者数が記載されているが、商業や農業では事業所数や従事者数などの情報がない、統一感が無く、これらの情報で何が言いたいのかが分からない。環境に対して問題があるのは人間の数であると思う。整合性を持った数字を挙げてもらわないと出荷額で何がわかるのか。バランスが悪く違和感がある気がします。
事務局（長沢）	小売業の店舗数や従事者数は分かるので、もう一度検討させてほしい。
東野委員	データやグラフがあるから、ただ掲載している様に見える。
福岡委員	データやグラフから何を読み取れというのか解説が環境にからめて必要ではないか。例えば「縮小していく都市機能」などタイトルで課題を示すなど、環境面では活動が減る事は影響が減るという現状についての解釈を、ストーリーを付けて書く方が良いのではないか。
浦邊会長	PM2.5 についてはどうか。
事務局（長沢）	PM2.5 については、門真市内には測定局がありません。
福岡委員	環境基準を持っているものに掲載データを絞ることも理由が分からない。今話題になっているものは取り上げないのか。そのような視点では今後 10 年に対応できないのではないか。二酸化窒素濃度が代表的だと説明するのなら良いが、環境基準があるものだけで固めますという考え方はやめた方が良くと思う。PM2.5 も市外の最寄りの測定局数値を紹介した方が良いのではないか。
浦邊会長	地球環境の影響と市民生活への影響が分かるように、現況についてコメントを書いて頂ければと思う。

東野委員	大気汚染でも門真市内に、ポイントで何か所が設置して市内で比較しないとわからない。また測定ポイントが分からない。
福岡委員	この計画のために、改めて測定するというものではない。環境基準については、既存の測定ポイントのデータを利用することが通常である。
事務局（長沢）	22 頁に、大気汚染の測定地点について示した図を掲載しています。
東野委員	門真市役所近辺、野里、石原など風があまり通らない所で計測する方が良いのではないか。
平野委員	数値の表記が年平均でグラフ化されている。年平均値と日平均値では倍ぐらい数値が違う。日平均値でも 0.04 と基準内で問題はないと思うが、平均値と年平均値の誤解を生む可能性がある。考え方を整理した方が良い。
三輪副委員長	人口や従事者数などが大切であるとの意見は良く分かる。例えば、低炭素社会へ向けた取り組みについても、商店がどのような規模のものが、どれぐらいあるのか分かると施策が検討しやすくなる。環境基準では、水の場合、質だけでなく、どういう種類の川がどのぐらい何処にあるとか、もう少し記述があると良い。今後の展開を考える時に、その水をどう死守するのか、作り出すのか検討しやすくなるので、書き込みは必要ではないか。
浦邊会長	本日は、時間が限られていることもあり、そろそろ、第 3 章に入っていきたい。また、何かあれば、後日意見を頂くことといたします。 事務局から、第 3 章の説明をお願いします。
事務局（長沢）	30 頁の第 3 章、望ましい環境像と目標について説明させていただきます。第 3 章では、門真市総合計画や関連する計画との関係に留意しつつ本市の特性などを踏まえ、本市が目指す環境像と、それを実現するための基本目標を示しています。 門真市の目指す環境像については、「未来の子どもたちにつなぐ美しいまち門真」とさせて頂いています。この環境像については、本計画に先立って、環境基本条例の考え方を踏まえて、市民ワークショップを実施し、その中での市民の提案を参考にして作成しております。 続きまして 31 頁は、環境像実現のための目標と環境指標についてです。この計画では、環境像実現のために 4 つの目標と、それぞれに環境指標を掲げており

	ます。目標については、持続可能な環境共生社会を形成し、快適で安心して暮らせる地域環境を将来の世代に引き継いで行くために「環境学習の推進」「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「生活環境の保全」の 4 つを掲げています。 また、目標 1 の「環境学習の推進」については、目標 2 から目標 4 の各分野に横断的に取り組む方針とすることから環境指標は設定せず、目標 2 から目標 4 に環境指標を設定しています。目標 2 の「低炭素社会の構築」については、環境指標として市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量とし、目標 3 の「循環型社会の形成」については、環境指標として一般廃棄物資源化率と排出量、目標 4 の「生活環境の保全」については、環境指標として環境基準等達成状況と想定しております。以上で第 3 章の説明を終わらせて頂きます。
浦邊会長	ありがとうございました。未来の子どもたちは、10 年後か、もっと先のことか。これから生まれてくる子どもか、10 年後は、子どもも大人になっているのでは。一応 10 年ターゲットの目標か。
福岡委員	「未来のこどもたち」というのは、生まれてくる子どもたちにつなぐ、渡すという意味、今生きている人達は残して守って行かなければいけないということではないか。
大西委員	私は、もっと違和感がある。「未来の子どもたちにつなぐ美しいまち門真」というのは、現状も美しいということか。未来の子どもたちに美しいまち門真を作ってあげようというならわかるが、「つなぐ」というのは現状で美しいということでは。
事務局（小西）	ワークショップを含め、議論をしこの環境像を設定させて頂いた。「未来の子どもたちに」は「次世代に残したい」という意味合いになっている。「つなぐ美しいまち門真」は、もう美しいのかというご意見もありましたが、今より環境汚染が進む可能性もありますので、現状よりも良い環境をつないで残したいという意味合いでこの表記にさせて頂いた。誤解を生む表記なのかも知れませんが案としてこう設定させて頂きました。
三輪副委員長	「未来の子どもたちのために門真を美しくしましょう」ということか。確認したいのだが、この本日以外でもこの会議で検討し、この場で決定することが出来るのか。
事務局（小西）	ご意見を頂きたい。

浦邊会長	基本的には我々が決めるということではなく、最終的にはパブリックコメントで市民の意見を聞くが、最終案は市の内部の庁内検討委員会が最終的に答えを出すので、我々は意見を出す。ご意見を頂ければと思う。
福岡委員	、この案は、別途検討されて違うものが出てくるチャンスはないのか。
事務局（小西）	本日のご意見に対し、次回までに事務局等で議論し回答を用意させて頂く予定です。その回答についてまた議論頂きながら進めて行きたいと考えております。
事務局（橋川）	審議会でご提案頂いたご意見については、庁内検討委員会などで検討しますので、ご意見や具体の案を頂ければ、ありがたいと思います。
倉持委員	この計画を作る基本スタンスとして、事務局の認識は、美しいという言葉が適切かどうかは別として、門真の環境が現在それなりの状況であり、それを維持、発展していくということが環境基本計画（案）である。そこに、基本スタンスに事務局と我々の間に認識のずれがある。第 4 章以降で具体的な施策が出てくるが、基本スタンスの部分で、門真は本当に美しいのか、認識がおかしいののではないかという事が、意見の大半であれば、今の時点で 4 章以降を議論する意味がなくなる。私の意見としては、美しいという表現は別として、基本スタンスとして、過去からの経緯を踏まえて門真市の環境が一定レベルに保たれているとう認識で、さらに悪くならないように継続し、時代のニーズに応じて追加施策を行っていくという、基本的な考え方で良いと思う。第 4 章以降を議論していく上で重要だと思う。
浦邊会長	基本的には、審議会でご意見を出して、最終的に庁内検討委員会でまとめて頂く。基本スタンスは、全体が全く間違っているよという事ではなくて、事務局の考え方で、まったくおかしいということはない。本日は第 4 章の具体の所まで、行っておかないと次回間に合わない。目標自体がおかしいわけではない。第 4 章の具体の説明を頂いて議論を行いたい。
事務局（長沢）	では、32 頁の第 4 章、目標達成のために取り組むことについて説明させて頂きます。第 4 章は 1 から 4 に分けていますが、本日は、1 番目の環境学習の推進と、2 番目の低炭素社会の構築についての 2 つについて説明させて頂きます。33 頁が、環境学習の推進についてのところです。環境問題の多くは私達の生活や事業活動等に起因している。それから環境問題は、大気汚染や騒音等、地域的な課

題から、地球温暖化のように地球規模の問題にまで広がりを持っております。その解決のために、市・市民・事業者が環境問題について認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動し、協働しながら地域全体で取組を進めていくことが求められています。そのために環境学習を通じて環境保全を推進する人づくりを推進しております。

目標として、「環境学習の推進～みんなが良好な環境づくりに取り組み、地域のちからを高める～」としております。取組の方向性については、3つ掲げておりまして、一つ目は、学校や市民、地域団体、事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進。2つ目は、環境に関する情報の公開・提供。3つ目は、環境保全活動等に関わる NPO や市民、地域団体、事業者等と連携した環境学習機会の拡大と充実としおります。なお、具体的な施策については 34 頁から 35 頁に書いております。

①「学校や市民、地域団体、事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進」の施策の一つ目としては、環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成としまして、主な内容を書いております。施策の2つ目としましては、市民、地域団体、事業者との連携による取組の拡大として、その下に主な内容を書いております。方向性2つ目の②「環境に関する情報の公開・提供」の施策は、環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供としております。3つ目の方向性として、③「環境保全活動等に関わる NPO や市民、地域団体、事業者等と連携した環境学習機会の拡大と充実」の施策は、積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進としております。

また、各主体の取組として、35 頁の下に、市民、事業者、市の取り組むべき内容を書いております。市民については、普及啓発事業に積極的に参加しましょう。また学習会などに参加しましょう。家族や地域、学校などで環境問題について積極的に話し合いをしましょうなどです。事業者については、自らの環境への取組を積極的に公開しましょうということ。市の実施する事業などに協力をお願いするということ。市民などに情報提供を進めて行きましょうという事について書いております。市の取組については、市民や事業者への環境活動情報の発信や、環境学習の機会や情報の提供などについて書いております。

続いて2番目の低炭素社会の構築です。目標は「低炭素社会の構築～エネルギーを適正に利用した、地球にやさしいまちをつくる～」で、環境指標には、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を設定しております。方向性に3つ挙げておりまして、①密集市街地等での低炭素型まちづくりの推進とし、ここでは再生可能エネルギーなどの活用を進めながら、安定的にエネルギーが供給され、エネルギーを無駄にしないまちづくりを進めます。方向性の2つ目は、②省エネ行動の

	普及や公共交通の活用による、低炭素型の生活や事業活動の普及として、省エネルギーや公共交通の活用などの普及啓発によりエネルギーの使用量を減らし、二酸化炭素排出量の削減を進めます。方向性の 3 つ目は、③環境と経済発展の両立を目指した、環境ビジネスの発展促進として、産業界と市が連携して、環境負荷の低減を図りながら、環境の向上に資する製品・技術の開発やサービスの提供を促しますと書いております。 施策につきましては、方向性 1 つ目の施策の①－1 が、エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進。施策の①－2 が、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進としております。方向性 2 つ目の施策の②－1 は、環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発。施策の②－2 は、自転車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備としております。方向性 3 つ目の施策の③－1 は、環境関連産業の育成。施策の③－2 は、環境経営への支援としております。39 頁は、各主体の取組としまして、市民、事業者、市の役割を書いております。市民の役割としましては、節電など楽しみながら続けられるライフスタイルを採り入れましょう。家電などについては省エネルギー型のもので選びましょう。徒歩や自転車、バスや電車など環境にやさしい交通手段を利用しましょうとなっております。事業者につきましては、再生可能エネルギーの導入や省エネ型機器の導入の実施、エコカーを活用し、環境に配慮した事業活動を進めましょう。建物の新築や改修に際しては、環境に配慮した取組を行いましょう。自らのエネルギー消費量の把握と削減に努めましょう。自らの環境への取り組みを積極的に公開しましょうとなっております。市につきましては、公共施設への再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの活用を検討します。また国・府などの動向を把握し、情報提供を行います。また環境にやさしい暮らしに役立つ情報の提供や、行動を促す取組を行いますとなっております。以上で 4 章の 1 と 2 の説明を終わらせて頂きます。
浦邊会長	ありがとうございました。目次をご覧いただきたいのですが、この 4 つの枠組みは第 1 回審議会から示されているものです。今回は前半 2 つを具体にご意見を頂きたい。
平野委員	31 頁の目標 2 の環境指標については、目標の数値を掲げるということは、4 章の個別施策でどれだけ削減を見込んでいるかという想定がないと、中間年次の

	評価検証のときに、どの施策が弱いのか、もっと強化しないといけないという判断ができないのではないかと。目標設定のときに、個別施策でどれくらい削減を見込むかということを検討頂きたい。もう 1 点、ここに掲げられている目標は全てアウトプットの目標でアウトカムの目標がない。いろんな啓発をすると書かれているので、例えば市民の方が、緑が増えたと感じるとか、ごみが減ったと感ずるとか、空気がきれいになったと感ずるとか、感覚的に 10 年後にどう感ずるかというものも、環境が全体的に良くなったかと判断する指標になり得るという事で、アウトカムの指標も併せてご検討頂けたらと思う。
浦邊会長	ここは、施策に裏付けられた目標設定になっていると思うが、中間目標に併せて設定されている施策なのか。
事務局（小西）	目標 2 に関しては、門真市の地球温暖化対策実行計画と整合性を持たせたいと考えています。
福岡委員	目標 2 の環境指標が、市の事務事業になっている。具体的な施策は市民とかにしましょうとなっている。アウトカム指標は数字で捕まえるのがとても難しい。しかし目標を達成したかは市役所だけが頑張れば良いと今はなっている。アウトカム指標は数字で捕まえるのがとても難しい。市役所だけが頑張れば良いというのを指標にするのはどうか。市内全域の温室効果ガスについて把握するにはコストや技術の面で難しいのかも知れないが。
三輪副委員長	地球温暖化対策実行計画はエコオフィス推進プランと一緒に。
事務局（小西）	エコオフィス計画を、門真市では地球温暖化対策実行計画と呼んでいるのでまったく一緒です。
三輪副委員長	普通、市町村でエコオフィス推進計画というと、市の事業に関わるものだけの CO2 の排出量の計量で、市役所や市に関連する開発行為とかに縛りをかけていくものですね。地球温暖化対策実行計画と呼びますと、例えば、事業者や交通などからの排出量、市から発生する全体の排出量を評価することになりますが、そこにはまだ手は付けていないということか。今後は、三者の全体に対する CO2 排出量の温暖化対に関する策定の予定はありますか。
事務局（小西）	今の所、何年度に策定するということは未確定です。

三輪副委員長	それなら、現状は 31 頁の市の事務事項に関するという標記が精一杯であることはよく理解できる。環境政策部門の体力も関係ある。手を広げると負担が掛かる。もう少し簡易的にわかると良い。
長崎委員	会社の場合は社長がやれと言えやるが、市の場合は裏付けが無ければ書けないことも多いのではないかと。裏付けが無いのであればコントロール可能な目標にしておかないと絵に描いた餅になってしまうと思う。
事務局（長沢）	温室効果ガスの排出量については、庁内検討委員会でも意見が出て、庁内で検討を行った結果、確実に施策とも連動可能な本日お示ししている案とすることと結論が出た。
浦邊会長	中間目標年次には、各目標や環境指標の動向について具体には CO2 を何パーセントと削減するとかの数値は出ていないのか。
事務局（小西）	中間年度の 5 年後に CO2 を何パーセントにという数値はでていないが、エコオフィス推進計画との整合性は確認出来る。
大西委員	今回の計画は、実現可能なものを書くのか、夢を書くのか。
事務局（小西）	実現の可能性のあるものの記載と考えております。
大西委員	資料から、対策を打たなければならないのは騒音であることが分かる。基準値を上回っているのは騒音だけ。騒音について具体的対策が打てるのか。騒音だけ悪い数値を見せながら何も手は打ちませんとなっている。その他は環境基準を下回っているのに、今後もっと良くしようとしているのはおかしい。
事務局（長沢）	他市の傾向を見みても、騒音だけが達成率が低い。門真市では第 2 京阪が出来て騒音対策が取られているので少しは良くなっていると思うが、市の出来る対策のレベルが限られるのは仕方ないと思う。
浦邊会長	環境学習のところはどうか。先程、第 2 章の現況と第 4 章の取り組みが合っていないのご指摘があったがどうか。
事務局（橋川）	第 2 章の現状を踏まえての第 4 章は、切り口、表記の仕方が違ってきます。生活環境のところは継続になると思いますが、各課と相談の上、書かせて頂いてい

三輪副委員長	る。本日ご説明できていない、循環型社会の形成、生活環境の保全の部分で、物足りないかと思うが解決策が出てくると思います。 どのように整理をつけるのかというのがあるが、例えば、14 頁に戻ると、環境問題が移ってきていて、門真市では美しい水辺や騒音問題などに絞るなど、例えば実行計画をきっちり作らなくても、環境計画の書き方の中で、地球温暖化に関しての意識教育を重点的に行うなど「環境教育」の中で色づけを行ってはどうか。数値的には評価できないが、施策のなかで地球温暖化の環境教育を行っていると強調されても良いのでは。35 頁の書き方が気になっていた。「何々しましょう」という呼びかけを、「行動しましょう」という「行動」という言葉を入れる必要があるのではないか。「行動」のできる人を作る必要があるのではないか。
浦邊会長 事務局（小西）	時間も迫ってきたので、次回、意見一覧をまとめて頂いてお示し頂きたい。次にスケジュールについて話をして頂きたい。 今後のスケジュールについて説明させていただきます。本日の平成 26 年度第 2 回審議会を含め、3 回の会議を予定しております。次回の平成 26 年度第 3 回は、今回頂いたご意見に対する回答等を示させて頂き、計画の第 4 章 3、4、第 5 章、第 6 章についてご審議頂きたい。開催時期は 10 月の初旬頃に予定しております。平成 26 年度第 4 回は、第 3 回の審議会からのご意見に対する回答等と、審議会からの答申いただく予定となっています。開催時期は 11 月初旬に開催予定しております。審議会からの答申後、庁内検討委員会に答申の報告を行い、パブリックコメントを実施する予定です。その後、庁内検討委員会に最終報告を行い、平成 27 年 3 月末までに計画の策定を行う予定しております。今後のスケジュール説明は以上です。
浦邊会長	今回の意見を次回にて確認いただきたい。本日の計画案のところは次回までに読んで頂き、また意見があれば事務局までお知らせ頂きたい。よろしくお願い致します。
倉持委員	今回の意見表は次回の審議会までに事前配布は難しいか。
事務局（小西）	整理させて頂き、次回まで 1 ヶ月なので、委員長と相談させて頂き、委員さんにご連絡させて頂きます。
倉持委員	お願いであるが、第 2 章の課題の書き方と、第 4 章の施策の関係について整合

浦邊会長	が取れているか確認して頂きたい。 事務局は確認をお願いします。本日は以上とさせていただきます。 ありがとうございました。
会 議 録 公開予定日	平成 26 年 9 月 18 日 (木)

